

# 58歳になる組合員の方に 年金見込額等をお知らせします

平成20年3月から、年金見込額等のお知らせをすることとなりました。

## お知らせの目的

「年金見込額等のお知らせ」は、共済組合で管理している記録の確認を事前に行っていただくとともに、お知らせする年金見込額を今後の将来設計に役立てていただくことを目的としています。

## お知らせの 対象者となる方

平成20年4月以降に58歳になられる方（昭和25年4月2日以後に生まれた方）で組合員である方が対象となります。

## お知らせの概要

58歳到達月（誕生日の前日の属する月。以下同じです。）の前月に、共済組合の組合員期間と将来の年金見込額等についてのお知らせを、共済年金制度について記載したリーフレットとともに送付します。

## お知らせする内容は、

- ① 58歳到達月の前々月までの共済組合制度の組合員期間
- ② 58歳到達月の前々月までの加入実績に応じた年金見込額
- ③ 60歳到達日（誕生日の前日）まで加入された場合の年金見込額です。

年金見込額は、お知らせする時点での記録を基に現行の算定方法により将来受給要件を満たすことを前提に試算していますので、実際の年金額とは相違します。

また、今後の法律改正や物価スライドによっても年金額が変わることがあります。

「年金見込額等のお知らせ」に記載されている公務員の加入期間などに記録誤りがあると思われる場合は、速やかに共済組合へお申し出ください。共済組合で確認作業を行い、その結果をお知らせします。

（問い合わせ先）年金課年金係 TEL089-945-6317

## お知らせの送付方法

共済組合より各所属所の共済事務担当課（係）を通して、各個人へ配付する予定です。また、各所属所への送付時期は（平成20年3月以降）毎月末日までに送付する予定です。

## 〈58歳通知の流れ〉

